

4. 常勤弁護士に関する業務



4-1 平成26年度における業務の概況

(1) 常勤弁護士とは

常勤弁護士とは、スタッフ弁護士とも呼ばれ、法テラスとの間で、綜合法律支援法第30条に規定する法テラスの業務に関し、他人の法律事務を取り扱う契約をしている弁護士のうち、法テラスに常時勤務する契約（勤務契約）をしている弁護士であり、民事法律扶助、国選弁護及び司法過疎対策等の重要な担い手である。

近年は、司法ソーシャルワークに関する取組みにも尽力しており、地域に密着した活動を行っている常勤弁護士の役割は、ますます重要になってきている。

(2) 司法ソーシャルワークに関する取組み

法テラスが行う「司法ソーシャルワーク」とは、高齢者、障がい者その他法的サービスの自発的利用が困難な方が抱える潜在的な諸問題を、司法的な観点を加えて発見・整理したうえで、関係する福祉職者等と連携・協働して、総合的に解決することをめざす取組みである。

法テラスでは、このような取組みの重要性を認識するとともに、その担い手として、出張法律相談や民事法律扶助を活用した事件受任等を意欲的に行っている常勤弁護士の役割は非常に大きいと考えて、取組みの充実化を図ってきた。平成26年度における具体的取組みとしては、常勤弁護士による個々の活動状況の検証、常勤弁護士の果たすべき役割等の検討、その役割等を含む司法ソーシャルワーク事業計画の策定、司法ソーシャルワークにおいて先駆的役割を果たしている常勤弁護士と2人1組になってノウハウ等を個別指導する実地研修等を行った。

今後も、司法ソーシャルワークの拡充に向けて、さまざまな取組みを行っていく予定である。

(3) 鹿角地域事務所の設置

法テラスでは、司法過疎対策として、地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士が0名または1名しかいないなどの一定の基準（「4-5 司法過疎地域事務所の設置」参照）を満たす地域への事務所設置に取り組んでおり、平成26年9月には、秋田県鹿角市に司法過疎地域事務所を設置し、常勤弁護士を配置した。

鹿角地域事務所は34か所目の司法過疎地域事務所である（資料4-1番号54から87）。

(4) 被災地への常勤弁護士の派遣

平成25年度から、常勤弁護士を東日本大震災の被災地に派遣し、被災地自治体の職員として被災地支援を行う取組みを開始しており、平成26年度もこの取組みを継続した。

平成26年度は、宮城県東松島市、福島県相馬市、宮城県気仙沼市に派遣し、自治体の施策に対する法的アドバイス等を行った。

4-2 業務の概要

司法過疎対策業務とは、「弁護士、弁護士法人又は隣接法律専門職者がその地域にいないことその他の事情によりこれらの者に対して法律事務の取扱いを依頼することに困難がある地域において、その依頼に応じ、相当の対価を得て、適当な契約弁護士等に法律事務を取り扱わせること」である（総合法律支援法第30条第1項第4号）。

法テラスでは、司法過疎対策として、司法過疎地域に司法過疎地域事務所を設置して、常勤弁護士を常駐させるなどの業務を行っている。

4-3 常勤弁護士の配置

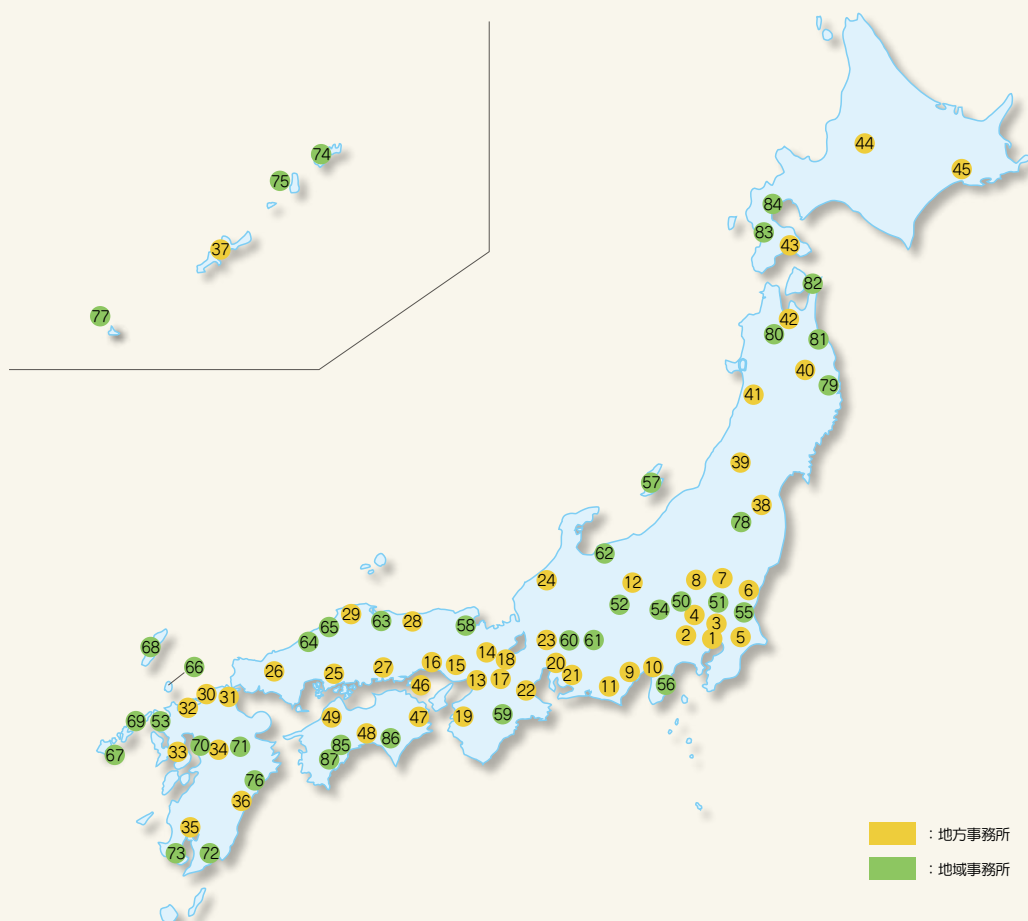
(1) 配置

常勤弁護士は、平成27年3月31日現在、合計252名となり、資料4-1のとおり、合計87か所の事務所（全国49か所の地方事務所・支部、38か所の地域事務所）に配置されている。

常勤弁護士の配置数の推移は、資料4-2のとおりである。

資料 4-1

常勤弁護士配置先一覧（平成 27 年 3 月 31 日現在）



：地方事務所
：地域事務所

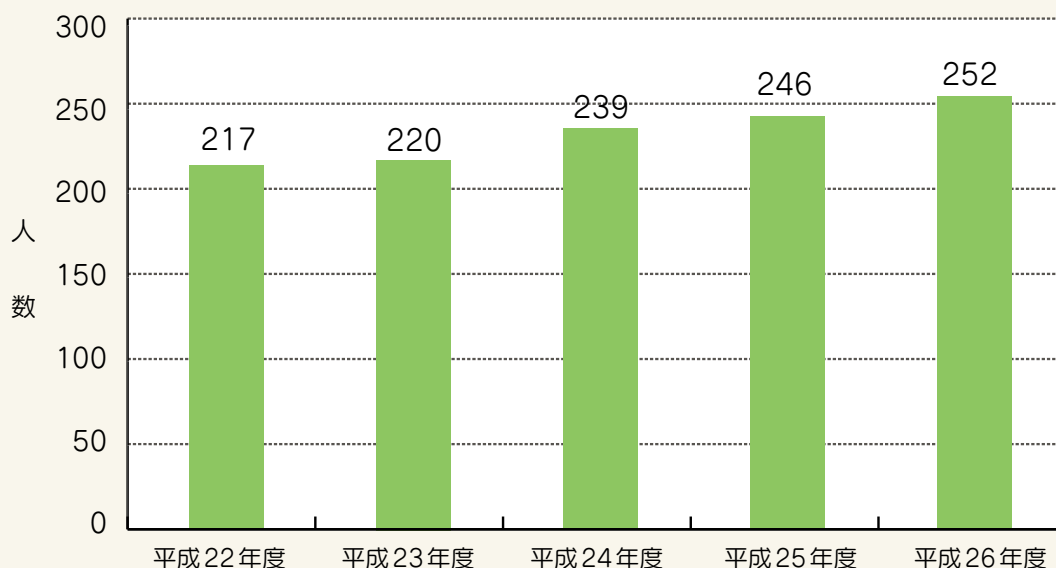
地方事務所（42か所）・支部（7か所）				
1	東京地方事務所	25	26	山口地方事務所
2	東京地方事務所多摩支部	6	27	岡山地方事務所
3	埼玉地方事務所	10	28	鳥取地方事務所
4	埼玉地方事務所川越支部	4	29	島根地方事務所
5	千葉地方事務所	10	30	福岡地方事務所
6	茨城地方事務所	3	31	福岡地方事務所北九州支部
7	栃木地方事務所	1	32	佐賀地方事務所
8	群馬地方事務所	2	33	長崎地方事務所
9	静岡地方事務所	5	34	熊本地方事務所
10	静岡地方事務所沼津支部	4	35	鹿児島地方事務所
11	静岡地方事務所浜松支部	3	36	宮崎地方事務所
12	長野地方事務所	1	37	沖縄地方事務所
13	大阪地方事務所	12	38	福島地方事務所
14	京都地方事務所	3	39	山形地方事務所
15	兵庫地方事務所	3	40	岩手地方事務所
16	兵庫地方事務所阪神支部	3	41	秋田地方事務所
17	奈良地方事務所	4	42	青森地方事務所
18	滋賀地方事務所	5	43	函館地方事務所
19	和歌山地方事務所	2	44	旭川地方事務所
20	愛知地方事務所	2	45	釧路地方事務所
21	愛知地方事務所三河支部	4	46	香川地方事務所
22	三重地方事務所	3	47	徳島地方事務所
23	岐阜地方事務所	4	48	高知地方事務所
24	福井地方事務所	1	49	愛媛地方事務所
25	広島地方事務所	4		

地域事務所（38か所）				
50	熊谷地域事務所	3	69	平戸地域事務所
51	下妻地域事務所	2	70	雲仙地域事務所
52	松本地域事務所	1	71	高森地域事務所
53	佐世保地域事務所	2	72	鹿屋地域事務所
54	秩父地域事務所	3	73	指宿地域事務所
55	牛久地域事務所	2	74	奄美地域事務所
56	下田地域事務所	2	75	徳之島地域事務所
57	佐渡地域事務所	2	76	延岡地域事務所
58	福知山地域事務所	1	77	宮古島地域事務所
59	南和地域事務所	2	78	会津若松地域事務所
60	可児地域事務所	3	79	宮古地域事務所
61	中津川地域事務所	1	80	鹿角地域事務所
62	魚津地域事務所	3	81	八戸地域事務所
63	倉吉地域事務所	1	82	むつ地域事務所
64	浜田地域事務所	2	83	江差地域事務所
65	西郷地域事務所	1	84	八雲地域事務所
66	杵岐地域事務所	1	85	須崎地域事務所
67	五島地域事務所	2	86	安芸地域事務所
68	対馬地域事務所	1	87	中村地域事務所

※熊谷、下妻、松本、佐世保
地域事務所については扶助・
国選対応地域事務所である。

増員配置
新たな配置

資料 4-2 常勤弁護士の配置数の推移



(2) 司法修習直後の者からの採用

平成19年度から、日本弁護士連合会の協力を得て、司法修習を終了した新人弁護士を常勤弁護士として採用する制度を導入した。

この制度は、常勤弁護士等の採用及び職務等に関する規程（平成18年規程第22号）において、その任期を1年以内で理事長が個別に定める期間と定め、比較的短期間に即戦力となるよう養成するため、当該任期中に、集合研修、OJT研修による実務指導などを実施するものである。

この制度の導入により、平成26年度は34名の常勤弁護士を新たに採用している。

なお、常勤弁護士の採用にあたっては、法テラスの職員としてのみならず、弁護士としての資質を見極め、より良い人材を確保するという観点から、日本弁護士連合会から常勤弁護士としての適性に関する意見を徴したうえ、法テラスの採用面接において、実務処理能力やコミュニケーション能力などを審査し、採用を行っている。

(3) 法テラス法律事務所への配置

この制度による養成を終了した者及び採用時に養成の必要がない者については、各地の法テラス法律事務所に配置されることとなる。

法テラス法律事務所は、全国に84か所あり、地方事務所・支部に併設されている事務所が46か所、地域事務所として設置されている事務所が38か所となっている。

各地の法テラス法律事務所には、それぞれ1ないし15名の常勤弁護士が常駐しており、全国で合計218名の常勤弁護士が配置されている（数字はいずれも平成27年3月31日現在）。

4-4 常勤弁護士の確保

有能で志の高い常勤弁護士を数多く確保するためには、常勤弁護士の業務内容、採用情報等に関する積極的な広報・説明が必要であることから、司法修習生、法科大学院生、司法試験合格者等を対象として、常勤弁護士採用案内のパンフレットや募集要項等を配布するとともに、常勤弁護士の業務内容、意義・魅力、採用情報等に関する説明会を実施している。平成26年度には、合計11回にわたり説明会を行った。

さらに、一定の法曹経験を有する弁護士からの応募者も確保するため、日本弁護士連合会の会員専用サイトの求人案内欄に常勤弁護士募集の広告を常時掲載したうえ、会員向けに毎月2回発信されているメールマガジンの求人案内情報欄にも同広告のURLを常時掲載してアクセスを促すとともに、同連合会がソーシャルネットワーキングサービスを利用して運用している就職採用サイトにも就職情報を掲載している。このような取組みにより、転職を検討している既登録の弁護士に特に焦点を絞って情報提供を行い、経験豊富な中堅弁護士の確保に向けた効果的な周知を図るなど、より広い層に向けた積極的なリクルート活動を行っている。

また、より早い段階から常勤弁護士への関心を促すために、司法試験合格発表会場において、常勤弁護士の採用案内等を配布する広報活動を行うとともに、司法研修所における選択型実務修習に参加し、各地の法テラスの事務所に司法修習生を受け入れるなどした。平成21年度からは、全国の法科大学院からのエクスターンシップの申込を広く受け付け、各地の法テラスの事務所で法科大学院生の受入も実施しており、常勤弁護士等の業務を直接体験してもらうことにより、その業務への理解が深められるようにしている。

さらに、法テラスのホームページにおいても、常勤弁護士の業務内容、採用情報等を掲載し、電話やメールによる常勤弁護士志望者からの問合せに対して、個別の説明も行っている。

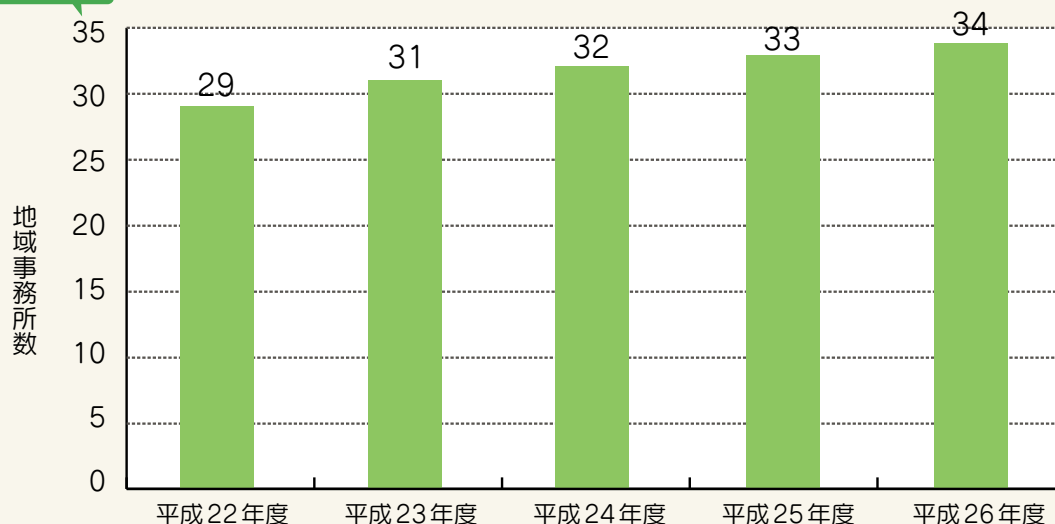
4-5 司法過疎地域事務所の設置

司法過疎対策としては、地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士による司法サービスの提供がより乏しい地域の解消に優先的に取り組む必要がある。

そこで、司法過疎地域事務所は、①地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士がいないか1名しかおらず、②当該地裁支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地裁本庁又は2名以上の実働弁護士が事務所を開設している地裁支部が存在しない地域を優先とし、加えて、③地裁支部単位で実働弁護士1人あたりの人口が非常に多数である地域のうち、④当該地裁支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地裁本庁又は多数の実働弁護士が事務所を開設している地裁支部が存在しない地域において、⑤当該地裁支部管内の人口、民事・刑事の事件数、単位弁護士会・地方自治体等地域関係機関の支援体制等を考慮して設置している。

司法過疎地域事務所の設置数の推移については、資料4-3のとおりである。

資料 4-3 司法過疎地域事務所の設置数の推移



いずれの司法過疎地域事務所においても、常勤弁護士が常駐し、民事法律扶助事件、国選弁護事件等のほか、有償で一般事件全般（総合法律支援法第30条第1項第4号に規定する有償事件）を幅広く取扱い、地域住民の法的ニーズに応えている。

4-6 常勤弁護士の活動のための環境整備

(1) 実務研修

①本部主催の研修

法テラス法律事務所へ赴任した常勤弁護士については、日ごろの実務に必要な知識・技術を身に付けられるような研修を実施するとともに、法曹三者の視点を取り入れた研修を実施している。

裁判員裁判においては、それ以前の刑事弁護とは異なる弁護技術が必要とされる部分があることから、裁判員裁判への対応に主眼を置いた受講者参加型の研修も実施している。具体的には、常勤弁護士が実際に行った裁判員裁判を素材とし、その内容を報告・研究する研修や、事前課題について少人数でディスカッションを行う研修である。

また、各法律事務所に法律相談に訪れる相談者が心理的問題、性格的問題、精神疾患を抱えていると思われる場合に、常勤弁護士がより専門的で多角的な視野を持ち、適切な対応ができるようになることを目的としたパーソナリティ障害対応研修や、司法ソーシャルワークを推進するために同分野で先駆的役割を果たしている常勤弁護士からノウハウ等を学ぶ実務トレーニー・実務トレーナー研修を実施している。

さらに、常勤弁護士の業務は、取り扱う業務が総合法律支援法の定める範囲内に限定されていること、法テラス独自の報告作業や会計処理を行う必要があること、司法ソーシャルワーク等の関係機関との連携に基づく活動が期待されていることなど、一般の弁護士とは異なる点があることから、先輩常勤弁護士から後輩常勤弁護士への技術・経験の伝承、常勤弁護士同士の意見交換も有益であるため、ゼミ形式の研修を実施するなどして常勤弁護士間の技術・経験の共有を図っている。

司法修習終了直後に採用した新人常勤弁護士に対しては、他の常勤弁護士に比して、より綿密な指導・育成が必要であることから、特に、法テラス本部主催の集合研修については、1月から1年間の任期に合わせ、任期終了時には常勤弁護士としての基本的な技能・知識を習得できるよう、通年の研修スケジュールに基づいて、民事・刑事の基礎的な研修等を実施している。

②その他の研修

常勤弁護士の増加により、法テラス本部（東京）における一括研修だけでは、研鑽を積むことが困難になりつつあることから、全国を9つのブロックに分けてブロック別研修を導入し、各地で勤務する常勤弁護士が研修内容等を企画し、地方の実情等に応じた研修を実施している。

さらに、自治体や福祉機関に潜在する法的需要を把握し連携の促進を図るため、常勤弁護士を職員として地方自治体（静岡県伊豆市）や社会福祉法人（長崎県・社会福祉法人南高愛隣会、滋賀県・社会福祉法人グロー）等に派遣し、外部研修を受けさせている。平成26年度に常勤弁護士に対して実施した実務研修は、資料4-4のとおりである。

資料 4-4 常勤弁護士に対する実務研修実施状況

1 本部集合研修

(1) 養成中の常勤弁護士に対する研修

実施日	講義・演習内容
平成26年10月17日	【常勤弁護士赴任前研修】 法律事務所における会計等の手続、常勤弁護士の日常業務支援、受刑者対応、弁護士会との連携、地方事務所職員・法律事務所職員との関わり方、事務所のマネジメント、赴任後の業務 等
平成27年1月15日～16日	【常勤弁護士新任業務研修】 総合法律支援法及び第3期中期計画の概要、常勤弁護士の職務、情報提供業務・司法ソーシャルワーク、民事法律扶助業務、国選弁護・付添業務、受託業務、人事制度・手続、情報セキュリティ、法テラスにおける接遇のあり方、先輩常勤弁護士からのアドバイス 等
平成26年7月17日～18日 平成27年2月19日～20日	【定期業務研修】 刑事演習、民事演習、グループディスカッション、先輩弁護士の体験談・質疑応答、弁護士倫理

(2) 裁判員裁判に関する研修

実施日	講義・演習内容
平成26年4月14日 平成26年9月19日	【裁判員裁判事例研究研修】 責任能力と期待可能性、行為責任に関するケースセオリー、情状事件における冒頭陳述 責任能力についての疑い、情状事件のケースセオリー、主尋問、反対尋問への対応、情状事件における主張と争点整理 等
平成26年5月30日 平成26年11月7日	【裁判員裁判専門研修】 共犯事件における情状弁護、尋問の戦略と技術（否認事件における主尋問及び反対尋問） 等

(3) その他の業務研修

実施日	講義・演習内容
平成26年7月31日～8月1日 平成26年12月11日～12日	【パーソナリティ障害対応研修】 リーガルカウンセリングの技法、困難な当事者への対応、精神医学講義、模擬法律相談、グループディスカッション 等
平成26年10月9日～10日	【民事実務研修】 労働、事務所のマネジメントについて、弁護士会との連携、利益相反、司法ソーシャルワーク、DV・ストーカー被害者に対する支援 等

2 ブロック別研修

(1) 各ブロックの構成

- ① 関東Aブロック：埼玉・茨城・栃木・群馬・新潟
- ② 関東Bブロック：東京・千葉・静岡・長野
- ③ 近畿ブロック：大阪・京都・兵庫・奈良・滋賀・和歌山
- ④ 中部ブロック：愛知・三重・岐阜・福井・富山
- ⑤ 中国ブロック：広島・山口・岡山・鳥取・島根
- ⑥ 九州ブロック：福岡・佐賀・長崎・熊本・鹿児島・宮崎・沖縄
- ⑦ 東北ブロック：福島・山形・岩手・秋田・青森
- ⑧ 北海道ブロック：函館・旭川・釧路
- ⑨ 四国ブロック：香川・徳島・高知・愛媛

※ 常勤弁護士を配置していない事務所は記載していない。

(2) 各ブロックにおける研修内容等

関東Aブロック

実施日	講義・演習内容
平成26年4月7日～8日	依存症に関する報告・事例検討、病院での研修・見学（病院院長による講演）、依存症克服経験のある元患者からの体験談 等
平成26年11月14日	関東Aブロック内における法律事務所の事例報告検討、保護観察官及び保護司による講演 等

関東Bブロック

実施日	講義・演習内容
平成26年4月6日～7日	司法と福祉機関との連携に関するパネルディスカッション、各地における関係機関及び弁護士会との連携の活動報告、意見交換等、成年後見事案に関する各地域の常勤弁護士の事例報告会 等
平成26年10月24日～25日	「地域包括支援センターにおける現状と課題、弁護士との連携活動について」「社会福祉協議会における現状と課題、弁護士との連携活動について」、法テラス下田法律事務所見学、下田支部管内における現状と課題について、実務上の諸問題の報告・検討・意見交換 等

近畿ブロック

実施日	講義・演習内容
平成26年5月29日	①トレーニー・トレーナー講習の体験報告、②常勤弁護士委員からの報告及び意見交換、③講義 「無罪事例における弁護活動の問題点」～女子高生殺人事件での刑事弁護活動を題材として～、④近畿ブロック常勤弁護士間の意見交換、報告 等

平成26年7月29日	①「触法高齢者・触法障がい者の支援に関する一考察～地域生活定着支援センターの実践から～」、②社会福祉協議会への外部派遣を振り返って、③業務改善のノウハウについて意見交換 等
平成26年11月4日	業務問題改善会議、養成スタ弁激励業務紹介・業務報告など、対応困難者への対処方法 等
平成27年1月28日	障がい者福祉における相談支援事業所の役割、南和地域の障がい者福祉（特に精神障害者）の状況について 等

中部ブロック

実施日	講義・演習内容
平成26年5月14日	①事件処理の過程で気づかされた事例集（準ヒヤリ・ハット）、②興味深い引継案件について、③司法ソーシャルワーク実務トレーニー・トレーナー実践報告、④はじめての刑事弁護at岐阜 等
平成26年7月28日	①離島での常勤弁護士業務、②農地関係事件の注意点について～経験に基づく集積のまとめ～、③事件引継にあたっての注意点等～ヒヤリハット事例～、④生活保護申請に係る審査請求事件についての報告、⑤全国経験交流会において報告する事例・意見交換会等について議論 等
平成26年11月21日	刑事事件の経験談、少年否認事件について、福井の現状と課題、法テラス魚津の取組みについて 等

中国ブロック

実施日	講義・演習内容
平成26年4月24日～25日	更生保護制度の概要、更生保護施設の見学と講義、地域生活定着支援センターの活動、調査支援委員会の活動、矯正施設出所者の支援について意見交換、ヒヤリハット、引継問題に関する意見交換、パーソナルサポートセンターの活動、島根県社会福祉協議会への外部派遣を振り返って 等
平成26年11月27日～28日	DVについて、面会交流について、債務整理について 等

九州ブロック

実施日	講義・演習内容
平成26年4月25日	①知的障がい者の刑事事件（無罪判決）の報告、②自白の信用性が否定された少年事件（不処分決定）の報告、③アスペルガー障がい者の裁判員裁判事件（心神耗弱）とその後の医療観察法事件の報告 等
平成26年11月21日	講義・ワークショップ、常勤弁護士間の意見交換・報告 等

北海道・東北ブロック合同

実施日	講義・演習内容
平成26年10月24日	弁護士の講話、各関係福祉機関からの発表、司法ソーシャルワーク座談会、質疑・応答 等

四国ブロック

実施日	講義・演習内容
平成26年5月23日～24日	①知的障がい児施設の見学、②民事事件に関する活動報告及び意見交換、③連携などの活動報告及び意見交換、④地域生活定着支援センター長の講演、⑤刑事事件に関する活動報告及び意見交換 等
平成26年10月31日 ～11月1日	刑事事件における常習性と依存症の関係、民事扶助・刑事事件等の活動報告・意見交換、法教育・消費者教育等の実践事例、民事執行・保全の実務、四国ブロック常勤弁護士間の経験交流 等

(2) 裁判員裁判弁護技術研究室・常勤弁護士業務支援室

裁判員裁判弁護技術研究室においては、刑事弁護分野の第一人者である弁護士を室長・主任研究員として任命し、日常的に、常勤弁護士が取り扱っている裁判員裁判事件について個別具体的な指導・助言を行い、常勤弁護士の弁護技術の向上を図っている。

常勤弁護士業務支援室においては、弁護士実務経験の豊富な弁護士や司法研修所の弁護教官経験者、常勤弁護士のOB等を室長・専門員等として任命し、日常的に、常勤弁護士が取り扱っている民事・家事・一般刑事事件等について個別具体的な指導・助言を行い、かつ、新人常勤弁護士に対しては受任事件の起案の添削指導を行うなどして、常勤弁護士の業務能力の向上を図っている。

また、裁判員裁判弁護技術研究室及び常勤弁護士業務支援室の全面的な協力を得て、常勤弁護士に対する研修を実施するとともに、アンケート等を踏まえて研修内容を随時見直し、より充実した研修の実施に努めている。

(3) その他の環境整備

常勤弁護士が事件処理等を行うにあたり、法曹同士のネットワーク・支援体制を整備するため、「常勤弁護士支援メーリングリスト」を整備することにより、常勤弁護士間の情報交換の場を提供するとともに、日本弁護士連合会の協力を得て、民事事件、刑事事件を始め、各分野の専門家である弁護士等がアドバイザースタッフとして同メーリングリストに参加し、常勤弁護士からの質問に対し随時適切なアドバイスを行っている。